

令和3年度 固定資産課税台帳の閲覧などのお知らせ

☎ 税務課 (☎62-1008)

固定資産課税台帳の閲覧（名寄帳の写しの交付）

固定資産を所有する人や土地・家屋を借りている人は、関係する固定資産課税台帳を閲覧できます。また、所有者など納税義務のある人が希望する場合は、名寄帳の写しを交付します。なお、令和3年度は評価替えの年にあたるため、**名寄帳の写しの交付は4月15日(木)から開始**となります。

時 4月15日(木)～令和4年3月31日(木)（土日祝日および年末年始を除く）

場 税務課、富士松支所、各市民センター

閲覧できる人	<ul style="list-style-type: none">・納税義務者本人およびその同一世帯の親族・相続人・納税義務者本人の代理人(委任状が必要)・固定資産税の納税管理人・借地借家人およびその同一世帯の親族・借地借家人の代理人(委任状が必要)・固定資産を処分する権利を有する人
必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など)・法人の場合は代表者印を押印した委任状・借地借家人は賃貸借契約書と領収証(最新のもの)・相続人の場合は戸籍謄本などの相続権を有することを証する書類・固定資産を処分する権利を有する人はその権利を有することを証する書類
手数料	<ul style="list-style-type: none">・4月15日(木)～5月31日(月)は無料(6月1日(火)以降は有料)・借地借家人などが閲覧する場合および過年度分(令和2年度以前分)を閲覧する場合は有料

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納税義務者（非課税などの理由により納税義務が生じない場合を除く）が他の所有者の土地や家屋と比較して、価格（固定資産税の評価額）が適正であるかを確認するために、土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。

時 4月1日(木)～5月31日(月)(土日祝日を除く) **場** 税務課

縦覧できる人	<ul style="list-style-type: none">・納税義務者本人およびその同一世帯の親族・相続人・納税義務者本人の代理人(委任状が必要)・固定資産税の納税管理人
必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など)・法人の場合は代表者印を押印した委任状・相続人の場合は戸籍謄本などの相続権を有することを証する書類
手数料	無料

*電話による固定資産課税台帳および土地・家屋価格等縦覧帳簿の内容の問合せには回答できません。

*固定資産課税台帳および土地・家屋価格等縦覧帳簿はコピーできません。

課税明細書と納税通知書を一緒に送ります

令和2年度までは固定資産税・都市計画税の課税明細書と納税通知書を別送していましたが、**令和3年度から同封し、5月初旬に発送**します。なお、第1期の納期限は5月31日(月)です。